

国土籍第588号  
平成30年11月15日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
地籍整備課長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部施行に伴う  
地籍調査票等の取扱いについて（通知）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）の一部が、本日付で施行されたことに伴い、法第39条の規定により、都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）長は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用することができる（同条第1項）ほか、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供する（同条第2項）こととなりました。また、法第40条第3項の規定により、登記官は、同条第1項及び第2項の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条第1項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなりました。

ところで、地籍調査において作成される地籍調査票については、本日付で施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号。以下「規則」という。）において、相当な努力を払って土地所有者を探索するに当たり参照すべき情報として位置付けられているように、土地所有者を探索する上で有益な情報であり、法第39条及び第40条に基づく事務においても、地籍調査票に記録されている情報その他の地籍調査担当部局が地籍調査に関する事務で知り得た情報（以下「地籍調査票

等」という。)の積極的な活用が期待されます。

つきましては、法第39条及び第40条に基づく事務の円滑な実施に資するため、地籍調査票等について下記のとおり取り扱われるよう、貴管下市町村地籍調査担当部局に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知に基づく取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課及び法務省民事局民事第二課と調整済みであることを申し添えます。

## 記

### 第1 地籍調査票等の保管

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第6条は、地籍調査を行う者が地籍調査に関する記録を保管しなければならない旨定めているところ、地籍調査を行う市町村（完了、休止中市町村を含む。）においては、法に基づく地籍調査票等の提供依頼に円滑に対応できるよう、当該記録について各市町村の文書管理規則等に従って、引き続き適切に保管するものとする。

### 第2 法第39条関係

#### 1 情報提供依頼を行うことが想定される部局

各市町村には、事業者から情報提供の請求を受け土地所有者等を知る必要性の判断等を行う部局（以下「情報提供担当部局」という。）が置かれるところ、法第39条第2項に基づく土地所有者等関連情報の提供の請求があった場合には、各市町村の情報提供担当部局が、土地所有者等を知る必要性の判断等を行った上で、地籍調査担当部局等の土地所有者等関連情報保有部局から同条第1項に基づき当該土地所有者等関連情報の提供を受け、請求者に対し当該土地所有者等関連情報を提供することとなる。この場合であって、同条第3項の規定に基づき本人の同意を得なければならない場合には、情報提供担当部局が本人に同意を求めることとなる。

また、地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）が、同条第1項に基づき地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報を内部利用する場合、事業部局から地籍調査担当部局へ直接提供依頼がされることとなる。

#### 2 土地所有者等関連情報の提供

##### (1) 提供の方法

法第39条第1項に基づき、情報提供担当部局又は事業部局（以下「情報提供担当部局等」という。）から地籍調査票等に含まれる土地所有者

等関連情報の提供依頼があった場合には、地籍調査担当部局は、地籍調査票等の写し又は地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報を抽出した情報（別記様式1参照。以下「地籍調査票等抽出情報」という。）の提供等により適切に対応するものとする。

また、土地の所有権の登記名義人の相続人を整理するための情報（相続関係図等）を保有している場合であって、これが土地所有者等関連情報に該当する場合には、この写しも提供して差し支えない。

なお、提供依頼に係る地籍調査票等を保有していない場合には、その旨を情報提供担当部局等に通知するものとする。

## **(2) 地籍調査担当部局の所管に属さない情報**

法第39条第1項に基づく提供依頼に係る地籍調査票等に住民票の写し（住民票の除票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の附票の除票の写しを含む。）、戸籍謄本（戸籍抄本並びに除籍謄本及び抄本を含む。）又は固定資産課税台帳の写しが添付されている場合には、これらの書類の請求又は提供依頼先は住民基本台帳担当部局、戸籍担当部局又は税務部局となるため、これらの書類については提供しないこととする。

## **(3) 地籍調査票等に含まれる土地所有者等関連情報以外の情報の取扱い**

法第39条第1項は、土地所有者等関連情報について、「土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるもの（規則第4条により「本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先」と規定。）」と規定しているところ、地籍調査票等に含まれるこれら以外の情報（土地所有者等以外の者の個人情報等）については、土地所有者等関連情報には該当しないことから、当該情報を情報提供担当部局等に提供するかどうかは、各市町村が各市町村の文書管理規則等に基づいて判断することとなる。

なお、提供依頼に係る地籍調査票等に、情報提供担当部局等に提供することができない情報が含まれていると判断された場合、当該情報をマスキング処理した地籍調査票等の写しの提供又は地籍調査票等抽出情報の提供等により対応するものとする。

## **第3 法第40条関係**

### **1 提供の方法**

法第40条第3項に基づき、登記官から、土地の所有権の登記名義人に関する死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報（以下「登記名義人関係情報」という。）として地籍調査票等に含

まれる情報の提供依頼があった場合の提供方法については、第2の2(1)に定める土地所有者等関連情報の提供方法に準じて取り扱うものとする。

## **2 地籍調査担当部局の所管に属さない情報の取扱い**

登記官からの提供依頼に係る地籍調査担当部局の所管に属さない情報については、第2の2(2)に準じて取り扱うものとする。

## **3 地籍調査票等に含まれる登記名義人関係情報以外の情報の取扱い**

法第40条第3項に基づく登記官からの提供依頼に係る地籍調査票等に含まれる登記名義人関係情報以外の情報を提供するかどうかは、各市町村が各市町村の文書管理規則等に基づき判断することとなる。

なお、登記官からの提供依頼に係る地籍調査票等に、登記官に提供することができない情報が含まれていると判断された場合の提供方法については、第2の2(3)に定める情報提供担当部局等に提供することができない情報が含まれていると判断された場合の提供方法に準じて取り扱うものとする。

# **第4 その他**

## **1 情報提供依頼への協力**

法第39条第1項又は第40条第3項に基づき地籍調査票等に含まれる情報の提供依頼をしようとする情報提供担当部局等又は登記官から、提供依頼に関して事前に相談があった場合には、地籍調査担当部局は、あらかじめ、過去の地籍調査の実施地区、地籍調査票の保存期間等を回答し、法に基づく事務が円滑に行われるよう協力するものとする。

## **2 提供依頼件数の把握**

地籍調査担当部局は、別記様式2を用いて受付帳を作成する等により、法第39条第1項及び第40条第3項に基づく提供依頼件数を把握するものとする。

## 地籍調査票等抽出情報

土地の所在・地番		現地調査の日	立会人の表示		登記記録上の所有者の表示		概要欄の記載	その他特記事項 (本籍、出生の年月日、死亡の年月日、連絡先等)
所在	地番		住所	氏名	住所	氏名又は名称		
●● 二丁目	2-3	平成30年6月1日	●●四丁目5-1	甲野 太郎	●●二丁目 3-15	甲野 一郎	住民票の写し及び戸籍謄本の調査により、立会人が登記記録上の所有者の法定相続人のうちの1人と認められた。	立会人の本籍 : ▲▲県□□市
●● 三丁目	3-5	平成30年6月2日	■市△△三丁目 4-21	乙野 二郎	大字○○3-5	乙野 三郎平	固定資産課税台帳の写しの調査により、立会人が登記記録上の所有者の法定相続人のうちの1人と認められた。	立会人の連絡先 : 090-.....****

※ 上記は様式の例です。地籍調査票等から所有者に関する情報を抽出して提供する場合の様式及び提供方法については、提供依頼者の要望も踏まえて定めてください。

## 地籍調査票等提供依頼受付帳

受付 番号	依頼日	対象土地		提供日	提供依頼者	備考
		所在	地番			
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	
					<input type="checkbox"/> 事業部局 <input type="checkbox"/> 情報提供担当部局 (請求者： <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 登記官	

※請求者：情報提供担当部局に地籍調査票等を請求した者